

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護 職員の員数 が基準に満た ない場合	注 介護職員の 員数が基準 に満たない場 合	注 個別機能訓 練加算	注 夜間看護体 制加算	注 医療機関連 携加算	注 障害者等支 援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (533 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位		
	要介護2 (597 単位)							
	要介護3 (666 単位)							
	要介護4 (730 単位)							
	要介護5 (798 単位)							
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)	要介護1 (533 単位)	×70/100					1日につき +20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すこと に86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時 間1時間30分から計算して所要時間が15分増すこと に36単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要 時間15分から計算して所要時間が15分増すことに48 単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単 位 所要時間1時間15分以上の場合 260単位 ・通院等乗降介助 1回につき 86単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
	要介護2 (597 単位)							
	要介護3 (666 単位)							
	要介護4 (730 単位)							
	要介護5 (798 単位)							
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3	要介護1 (533 単位) 要介護2 (597 単位) 要介護3 (666 単位) 要介護4 (730 単位) 要介護5 (798 単位)	×70/100					1日につき +10単位	
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ 算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)							
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)							
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)							
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ 算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)							
ヘ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)							
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×61/1000)							注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)							
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)							

※ 限度額	要介護1	16,203単位
	要介護2	18,149単位
	要介護3	20,246単位
	要介護4	22,192単位
	要介護5	24,259単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。